

Title	西南ドイツにおける農民解放 - ヴュルテンベルクを中心に -
Author(s)	大月, 誠
Citation	経済論叢 (1962), 89(1): 61-79
Issue Date	1962-01
URL	https://doi.org/10.14989/132861
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

經濟論叢

第八十九卷 第一號

人事考課の改善のために……………	田 杉 競	1
一九世紀末ロシア資本主義論史 の研究序説……………	田 中 真 晴	20
ベルリン機械工業に おける労働関係(二)……………	大 野 英 二	41
西南ドイツにおける「農民解放」……	大 月 誠	61

昭和三十七年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

西南ドイツにおける農民解放

——ヴェルテンベルクを中心に——

大 月 誠

ま え が き

われわれが、ドイツ資本主義の再生産構造を特長づける土地制度のあり方に注目するならば、東エルベにおける大土地所有 || 経営 (ユンカー経営) の存在と共に、それと極めて対象的な西エルベ特に西南ドイツの零細経営の姿が見られるのであるが、この西南ドイツの広汎に存在する小農民を素材として、周知のように、一九世紀末には、ドイツ社会民主党内において修正主義論争が展開されたのであった。¹⁾一九世紀末に至ってもなおエンゲルスをして全問題を解く鍵を提供しているといわしめたほど多数の小農民が存在し、農民層の分解が奇形化したのであるが、このような小農民の存在形態を明かにするためには、しかし、その前に、一八四八年の「三月革命」を頂点として一九世紀初頭から中葉にかけて行われた、いわゆる「農民解放」

Bauernbefreiung の西南ドイツにおける内容を見ておくことが必要であろう。封建的土地所有制度の廃棄のあり方は、その後の農民層分解の方向を大きく規定していると考えられるからである。

ところで、ドイツ「三月革命」は土地制度の変革を課題に持っていた。²⁾しかし、その挫折は、プロイセンではシュタイン || ハルデンベルクの改革を起点とする上からの、「農民解放」を完成させ、グーツヘル || 農民関係のユンカー || インストロイテ関係への再編成を完了させたのであった。³⁾このようなプロイセンでの革命の帰結と共に、そこでと殆んど時を同じくして行われた西南ドイツ諸邦の「農民解放」の特殊な型もまた、ドイツ「三月革命」の性格を規定するものである。というのは、西南ドイツは、東エルベのシェレージェン州と並んで「三月革命」期に封建的土地所有の廢絶を要求する激しい農民運動が展開さ

れた地域であつて、革命運動の進展と挫折の過程で生み出されたのが、特有な高額有償償却方式による領主制の廃止だったのである。本稿では、そのような西南ドイツ諸邦のうち小農民の最も典型的なヴェルテンベルク王国の「農民解放」に問題を限定する。

(1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』（一九三四年）序言の古典的規定を想起せよ。

(2) E. Rikli, *Der Revisionismus, ein Revisionismus der deutschen marxistischen Theorie (1890-1914)*, 1936, SS. 11-30. W. Cohnstaedt, *Die Agrarfrage in der deutschen Sozialdemokratie, 1904*, SS. 157-236. 修正主義批判「ソ」に於てのあたり下記を見よ。B. И. Ленин, *Архивный материал* («Критика Маркса»), Соч. 5. вып. 1. 5. стр. 95-268. 邦訳、全集、第五卷九七二二六頁および第二三卷一六二二一〇八頁。

(3) F. Engels, *Die Bauernfrage in Frankreich und Deutschland, 1894. Ausgewählte Werke in 2. Bde., Bd. II*, S. 396. 邦訳「マルクス・エンゲルス選集（大月書店版）」第一七卷四三二頁。

(4) 松田智雄「三月前期（Vormärz）における農民解放」〔社会経済史学会編『農民解放の史的考察』一九四九年所収〕二〇三—二〇八頁。R. Stadelman *Soziale und politische Geschichte der Revolution vom 1848. 1948*, SS. 22-28. Th. S. Hamerow, *Restoration, Revolution, Reac-*

tion: Economics and Politics in Germany, 1817-1871, 1956, pp. 38-55.

(5) プロイセンの「農民解放」については、すでにいくつかの研究成果がある。松田智雄「革命のプロシヤ型の途」（潮流、第三卷二号、一九四八年）、同「エンカー経営の成立と『中間層』農民」（歴史評論、第一二号、一九四八年）、林健太郎「近代ドイツの政治と社会——プロイセン改革に関する一研究——」（一九五二年）、山和男「プロシヤ農業変革についての一考察」（経済論叢、第六九卷三・四号、一九五二年）、北条功「農民保護」と「農民解放」——プロシヤ「絶対王制」の対農民政策の歴史的意義——〔学習院大学改経学部研究年報（三）〕同「らむゆる『プロシヤ型』の歴史的構造」（山田盛太郎編『変革期における地代範疇』一九五六年、所収）、同「東ドイツにおける『農民解放』（大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編『西洋経済史講座』第四卷、一九六〇年、所収）、同「プロシヤ『農民解放』期における共同地をめぐる諸問題——特にシレーシヤを中心として——」（『社会経済史大系』Ⅷ、一九六一年、所収）、藤瀬浩司「プロシヤ『農業改革』の経済的基礎」（歴史学研究、第二二一号、一九五七年）などを参照せよ。

(6) 末川清「三月革命期における封建的賦課廃棄の運動——シレーシヤン州を中心として——」（西洋史学、三八号、一九五八年）一—二頁。F. Lautenschlager, *Die Agrar-*

Wurthen in den bairischen Standes- und Grundherrschaften im Jahre 1848, 1915. SS. 1-6.

一 「三月前期」のヴェルテンベルクにおける領主—農民関係

フリードリヒ・リストをして一八四二年にかの『農地制度、零細経営および国外移住¹⁾』を書かしたヴェルテンベルク王国の農業は、一九世紀に入るとその経営における零細性の矛盾を顕著に露呈するに至る。

さて、一八世紀末から一九世紀初頭にかけてのヴェルテンベルクにおける農民層分解の進展状況を全般的に示す信頼しうるに足る資料は存在しない²⁾。それゆえ、ここでは一八五七年に行われたヴェルテンベルクにおける最初の農業調査の結果を挙げておこう(第一表参照³⁾)。均分相続制の支配的である西部の旧ヴェルテンベルク領とレーニン制度 *Lehensverband* の存在が農場の分割を妨げかつ一子相続制の支配的であった新ヴェルテンベルク領との差異が存在するが、全体として見ると、農業利用面積三〇モルゲン以下の小経営が戸数の六三%、面積の四九%を占めているのであって、ここに一九世紀末期における農民層分解の原型を見ることが出来る。そして、このような土地の細分化による零細経営の続出は、ヴェルテンベルクの農村に多数存在する手工業の発生基盤となると共に、ヴェルテンベルクをし

て一九世紀前半のドイツにおける国外移民の主要な出身地としたのである⁴⁾。

(1) F. List, *Die Ackerverfassung, die Zuegwirtschaft und die Auswanderung, 1842.* (邦訳、小林昇訳、世界古典文庫)。(2) リストの「農地制度」論については、小林昇「フリードリヒ・リストの研究」(一九五〇年)、同「経済学史研究序説」(一九五七年)、住谷彦彦「フリードリヒ・リストの『土地制度』論」(一)(二)(立教経済学研究所、第一巻二、三号)、松田智雄「リスト農業理論の基盤」(矢内原忠雄先生還暦記念論文集『古典派経済学研究』一九五八年、所収)を参照せよ。

(2) Helfrich, *Studien über württembergische Agrarverhältnisse*(*Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 9, Jg. 1855), S. 211.

(3) *Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde*, Jg. 1881, S. 29, u. SS. 31-32. より作成。なお、この調査はゲマインデ別の調査の集計であるため二つ以上のゲマインデに渡って保有地を持つ経営 *Ausmarker* を二重に計算しており小経営が実際より多くなっていることおよび、二〇モルゲン以上の大経営の中には共有地を含めてあるものがあり実数はこれより少い、という不完全さを持っている。Vgl. *Das Königreich Württemberg, eine Beschreibung von Land, Volk und Staat, 1863*, SS. 428-30.

(4) 東北部の若干のマトトでは、すでに一八世紀初頭にお

第1表 農民層の階層構成 (1857年) (a) 保有者別構成

地 区 名	実 数				%			
	5%以下	5—30%	30%以上	計	5%以下	5—30%	30%以上	計
I. Gäu	33,979	16,821	1,389	52,189	65.11	32.23	2.66	100
II. Mittler Neckar	44,656	16,060	1,388	62,104	71.91	25.86	2.23	100
III. Unterer Neckar	72,857	25,650	1,978	100,485	72.51	25.52	1.97	100
IV. Schwarzwalb	23,643	12,330	1,645	37,618	68.85	32.78	4.37	100
V. Oberer Neckar	20,943	9,652	1,145	31,740	65.98	30.41	3.61	100
VI. Welzheimer und Murrhardter Wald	9,266	3,647	778	13,691	67.68	26.64	5.68	100
A. 西 部	205,344	84,160	8,323	297,827	68.94	28.27	2.79	100
VII. Südliches Oberschwaben	7,132	6,973	5,022	19,127	37.29	36.45	26.26	100
VIII. Nördliches Oberschwaben	18,220	11,700	5,246	35,166	51.81	33.27	14.92	100
K. Alb	18,705	12,146	4,115	34,966	53.49	34.74	11.77	100
X. Oberes Jagst-, Kocher- und Remsgebiet	9,249	6,749	3,733	19,731	46.87	34.21	18.92	100
XI. Hohenlohische Ebene	24,474	12,613	5,690	42,777	57.21	29.49	13.30	100
B. 東 部	77,780	50,181	23,806	151,767	51.25	33.09	15.69	100
ヴェルテンベルク	283,124	134,341	32,129	449,594	62.97	29.88	7.15	100

(b) 保有面積別構成

地 区 名	%							
	5%以下	5—10%	10—30%	30—50%	50—100%	100—200%	200%以上	計
I. Gäu	18.00	20.30	34.60	12.70	6.70	2.70	5.00	100
II. Mittler Neckar	18.50	20.80	34.80	12.10	6.20	2.50	5.10	100
III. Unterer Neckar	18.53	20.84	34.74	12.21	6.10	2.53	5.05	100
IV. Schwarzwald	16.90	17.40	32.90	14.90	9.50	3.40	5.00	100
V. Oberer Neckar	11.60	12.50	25.30	13.70	14.50	10.80	11.60	100
VI. Welzheimer und Murrhardter Wald	12.90	14.00	29.00	16.10	18.30	4.30	5.40	100
A. 西 部	16.88	18.58	32.77	13.13	8.61	3.99	6.04	100
VII. Südliches Oberschwaben	4.71	6.50	16.37	16.15	30.94	19.28	6.05	100
VIII. Nördliches Oberschwaben	6.39	7.66	18.43	14.96	26.28	17.52	8.76	100
K. Alb	9.11	10.47	22.28	13.18	16.86	13.76	14.34	100
X. Oberes Jagst-, Kocher- und Remsgebiet	6.21	8.17	20.59	20.91	32.03	7.84	4.25	100
XI. Hohenlohische Ebene	6.33	8.25	20.54	20.73	32.06	7.68	4.41	100
B. 東 部	6.59	8.30	19.64	16.84	27.10	13.60	7.91	100
ヴェルテンベルク	10.96	12.61	25.18	15.29	19.32	9.52	7.13	100

(注)：1 ヴェルテンベルク・モルゲン＝0.315 (クタール)

つ下層農民 (Löhner, Söldner による Hausler) が米木の
農民 (ganze und halbe Bauer) を凌駕してゐる。F.
Roett, Die ländliche Verfassung des Nordostens des
Königreichs Württemberg im 18. Jahrhundert. *W/SZ.*
Jg. 1909, Heft 2. SS. 211-213. マンハイムに於ける
の農地相続制度について C. J. Fuhs, Die ländliche
Vererbung in Württemberg und Hohenzollern (*Schri-
ften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 178. I.*) を見よ。

- ⑤ 一八一三年には、全マインランツに於て見ると總
戸数に対する親方 Meister の割合は二〇・四%であつた。
都市のみならず農村にも手工業者が多い。例えば、親方の
戸数に対する割合は、Amt Urach (都市を除く) 以下同
様) = 二二・六%、A. Tübingen = 二九・七%、A. Nür-
tingen = 一八・八%、A. Heidenheim = 三二・〇%、
A. Goppingen = 二四・九%、W. Trochtach, *Die Caiwer
Zughandlungskompanie und ihre Arbeiter, 1897.* SS.
376-80.

- ⑥ W. Monckmeier, *Die deutsche überseeische Auswan-
derung, 1912.* SS. 72-74. F. C. Huber, *Auswanderung und
Auswanderungspolitik in Königreich Württemberg,*
(*Schr. d. Ver. f. Socialpolitik, Bd. 51, 1897.*) SS. 235-6.
竹内英夫「一九世紀独逸の農業人口移動の諸過程」(経済
学研究、第一一巻二号) 六六一九頁。

とてゐる。一九世紀初頭に、一部には「家族と饑餓」ほぼ一〇

西南ドイツにおける「農民解放」

名でもって六〇モルゲンの耕地を耕作する大農」が存在してい
たとしても、このような農民経営の發展を阻み、経営の零細化
として現象をさせたものは、その上に重くのしかかっている貢租
収奪、すなわちリストの言葉を借りるならば「彼ら農民の生産
物の剰余でなくては自らの需要に食い込むような貢租」を中心と
した領主的諸規制と三圃制経営を基く共同体規制とであつた。
西南ドイツは、中世末期には麻織物業の繁栄を誇り、ドイツ農
民戦争の中心舞台となつた所であるが、領主制はその封建的危
機克服の過程で再編されて、いわゆる化石型グレンドヘルンシャ
フトとして一九世紀に至るまで存続するのである。そのような
領主制の姿を「農民解放」のあり方を理解するのに必要な限り
で見よう。

ヴァルテンムルクにおける領主制は、法制史的には、裁判領
主 Gerichtsherr、体僕領主 Lehherr、土地領主 Grundherr
および十分の一税領主 Zehnherr に分れる。旧ヴァルテン
ムルク領では、これらの殆んどが領邦君主 Landesherr の手
に集中し、領邦君主はたゞ租税 Steuer を徴取してゐたが、
これに対して、新ヴァルテンムルク領では、これらが約九〇家
の帝國騎士 Reichsritter を中心とした多数の貴族に分割され
ており、このような領主が徴収する貢租は多種多様であつて、
複雑な貢租体系を織りなしていた。それを整理すると次のよう
である。

(4) 領主裁判権に基づく賦課租。裁判領主が領主裁判権に基いて徴収するもので、煙突税、鳩小屋税、相続税などの現物および貨幣貢租、さらに運搬賦役、城賦役および狩猟賦役などの賦役、そして種々の *Barrecht* に基づく使用税があった。(5) ライプ、アイゲンシャフトによる貢租。農民に対する人身的支配から領主が徴収するもので、小額の恒常的な貢租 *Leibzins* および死亡税から成りたっていた。(6) 土地領主権 *Grundherrschaft* に基づく貢租。領主の土地に対する土級所有権から直接に生れるもので、農民が年々支払う貨幣貢租 *Gilt* または現物貢租 *Get*、および保有权發貢租 *Laudenig* が存在した。農民が毎年支払う貢租は現物物分益貢租 *Teilgebühren* であることが多く、相続または売買の際に領主に支払われる保有权發貢租は土地価格の10%であった。(7) 十分の一税。領主に収める十分の一税。それは大別すれば、一般耕地の穀物に対する大十分の一税、エンドウ、亜麻、大麻、野菜等に対する小十分の一税、乾草十分の一税、ブドウ十分の一税、家畜十分の一税、および、開墾地十分の一税であった。

(1) F. List, *Wider die unbegrenzte Teilung der Bauerngüter*, 1816. *List Werke*, Bd. I. S. 581.

(2) F. List, *a. a. O.* S. 580.

(3) 高田実「ドイツ農民戦争」の歴史的前提——西南ドイツにおける封建的『危機』の形態とその再編過程——(史

学雑誌(第六五卷二、三号)を参照せよ。

Th. Knapp, *Der Bauer in heutigen Württemberg nach seinen Rechtsverhältnissen vom 16. bis ins 19. Jahrhundert*, 1902. SS. 19-35. Th. Knapp, *Neue Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte des württembergischen Bauernstandes*, 1919. Bd. I. SS. 74-79. Bd. II. SS. 77-82. 特に Oberamt Heilbronn については Vgl. Th. Knapp, *Gesammelte Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte*, 1902. SS. 131-149. ヴォルテマンルクの東北部については Vgl. F. Ruoff, *a. a. O.* SS. 206-226. その発生過程において租税に似た性質を持つ *Beede* として總称されるもののヴォルテマンルクにおける内容は次のようである。Rauchgefälle, Rauchgeld, Haber-, Hühnerpfund, Herdpfundgeld, Feuersteuerschilling; Vogtgrechtsgeld, Vogtplennig, Vogtfeuchthühneratzung, Vogtwein, Schutzschirmgeld, Schirmfrucht, Schirmwein. O. Reinhard, *Die Grundentlastung in Württemberg*, 1910. SS. 32-33. なお、直轄地の意識の少ないヴォルテマンルクでは、農場賦役を必要としなかった。Th. Knapp, *Der Bauer*, S. 31.

(5) Th. Knapp, *Der Bauer*, SS. 88-100. Ders. *Neue Beiträge*, Bd. I. SS. 128-136. Bd. II. SS. 143-153. Ders. *Gesammelte Beiträge*, SS. 346-370.

(6) Th. Knapp, *Der Bauer*, SS. 56-88, Ders. *Neue Bei-*

träge, Bd. I, SS. 108-127. Bd. II, SS. 119-142. なほ、
ヴェルテンベルクの農民の土地保有権は、東ホルンと比
れば一般に良好であり、特に大公領では永保有 (Erbteil) が
支配的であつて領主にラウデニウムを支払えば売買も可能
であつた。Th. Knapp, *Der Bauer*, SS. 62-65. Knoff, a.
a. O., SS. 245-6.

(3) Th. Knapp, *Der Bauer*, SS. 53-56. Ders. *Neue Bei-
träge* Bd. I, SS. 105-7. O. Reinhard, *Die Zehntablos-
ung in Württemberg*, (*Zeitsch. f. d. ges. Statist.*, Bd.
69, 1913) SS. 186-191.

一八三六年に領邦政府が農業の経営状態に關して全オーベル
アムトから集めた報告書は、ヴェルテンベルクの「三月前期」
における農業問題の本質を示している。その報告書によると、
全オーベルアムトから農村での困窮の訴えが行われているが、
その原因となつてゐるものは、モーゼル R. Moser に従つて
分類すると、(一)現行の諸貢租法、(二) *Agegaben-Gesetz*、(三)商業に
關する制限、(四)土地に対する拘束、(五)共同放牧権、(六)家畜の舍
飼実施の困難、(七)賦役、(八)野獸の害、(九)農道の欠除、(十)農民の
無知、および、(十一)土地に対する貢租とそれに結びついているレ
ーニン制度の存在であつた。²⁾ すなわち、領邦政府の徴収する租
税、領主的諸規制と共同体諸規制なのである。まず、租税の高
すぎることで、国および地方官庁の徴収する直接税の高額なる
ことと共に、塩の専売制、消費税、および商業取引特に穀物輸

出の制限となつてゐる関税に対する訴えが随所に見られる。⁹⁾

第二の共同諸規制として問題とされてゐるのは、領主権と結
びついたレーニン制度の存在が農場の自由な分割を阻止し、土
地の有効な利用を妨げていることである。この問題に対する訴
えは東部地方に多し (OA. Galdorf, OA. u. K.A. Waldsee,
OA. Saugau, OA. Leutkirch, K.A. Heiligkreuzthal, K.A.
Wengarten, OA. Riedlingen, OA. Biberach, OA. Blaube-
ren, u. s. w.)⁴⁾。次に共同放牧権の存在と混在地制 (*Gemein-
lage*) による農道の欠除が、家畜の舍飼による畜産の発展およ
び肥料生産を妨げ、また、商品作物の導入の障害となつてゐる
ことである。この問題は、殆んど全ヴェルテンベルクのオーベ
ルアムトから訴えられてゐる。⁵⁾

最後に、「農民解放」の中心対象となる領主的諸規制につい
ては、賦役、領主的狩猟特権と獸害、および、土地に対する貢
租とくに十分の一税と分益貢租に対する訴えが見られる。まず、
賦役に対する苦情は、旧ヴェルテンベルク領では見られず、新
ヴェルテンベルク領に集中しており、ここでは貨幣貢租への変
更が希望されている。また、野獸の害も、貴族が狩猟特権を持
つてゐる新ヴェルテンベルク領において見たされるものであつ
て、狩猟権の農民への解放が要求されてゐる。⁶⁾

これに反して、土地に対する貢租についての不満は、ヴェル
テンベルク全般にわたつて見られるものである。特に、十分の

一税と分益貢租の額が非常に高いこと、および、それらが耕作強制を伴っていることである。例えば、総收穫物の十分の一を現物で徴収する十分の一税に対しては、O. A. Brockenheimからは「十分の一税は非常にしばしばその額が農民の純収益 *Reine Ertrag* を越えており、また有益な耕作変更を妨げている。しかも、そのような十分の一税の現物支払による麦類の損失は農業者にとって非常に堪えがたいものであって必要とする肥料の増大を損なわしめている」と訴えられている。O. A. Nittingenからは「十分の一税は総收穫物から取上げられるものであって、十分の一ではなくて、純収益の三分の一、四分の一乃至十分の九である。しかもそれによって土地保有者は三圃制のもとに留ることを強制されるのみならず旧套のままに小麦、ライ麦、大麦および燕麦を作らねばならぬ」と訴えている。

同様の訴えが多数のオーベルアムトからなされているのである⁽¹⁰⁾。領主制が共同体的規定とからまりあって存在することが農民によって確認されているのである。

十分の一税と呼んで、ヴェルテンムルクにおける貢租のうちで中心的位置を占めるのが、現物分益貢租 *Thesigebühren* であった。その貢租の收穫量に対する割合は、地域により差異があるが、十分の一税を徴収した残りの收穫物のほぼ三分の一に達している⁽¹¹⁾。

このように、「三月前期」のヴェルテンムルクにあっては、

封建的土地所有は共同体的諸規制と結びついて、その地位を敵然と保っていたのである。しかも、その複雑な法的支配関係の中にあって、基柱となっていたのは高額の現物貢租徴収体系であった。

(1) 松田智雄前掲論文にその一部が紹介されている。

(2) R. Moser, *Die bäuerlichen Lasten der Württembergers, insbesondere die Grundgefälle, 1832*, SS. 5-6.

(3) R. Moser, *a. a. O.* SS. 7-20.

(4) R. Moser, *a. a. O.* SS. 20-30.

(5) R. Moser, *a. a. O.* SS. 30-61. リンストロム「零細経営は混在地制度と部落制度の生んだ娘」として混在地制度を農地制度の最大の欠陥と考えて了らた。F. List, *Die Ackerbau-fassung*, S. 9. 前掲邦訳、四一頁。

(6) R. Moser, *a. a. O.* SS. 61-63. なお、O. A. Uhm 著は共同体賦役—村仕事に対する非難が見られる。a. a. O. S. 62.

(7) R. Moser, *a. a. O.* SS. 68-73.

(8) R. Moser, *a. a. O.* SS. 270-1.

(9) R. Moser, *a. a. O.* SS. 271-289.

(10) R. Moser, *a. a. O.* SS. 271-289. その額を国有地で見ると一八四八—四九年度には一、六〇六—二二二二で國家賦入の約七分の一を占めていた。O. Reinhard, *Die Zehntablösung*, SS. 221-2.

(11) Th. Knapp, *Der Bauer*, S. 60. Ders. *Neue Beiträge*,

このような領主と農民關係に対して、農民側の動きはどうかであったか。「三月前期」のヴェルテンベルクにおいては、領主側を内部から危機に落し入れるような統一的な農民運動は見られない。しかし、前提一八二六年の報告書で、上からの高額有償却方式による領主側廃止の方向に対する農民の反対意見が、多数のオーベルアムトから述べられていることは注目すべきである。例えば、O. A. Weinsberg の農民は貢租の一五倍の額は償却金として高すぎると考えているのであって、そこには無償廃止の要求は見出されないけれども、低額の有償償却の方向が要求されているのである。ルドルフ・モーゼルがその著書『ヴェルテンベルク人の農民的諸負担』(一八三二年)において土地に対する貢租を中心にして示した改革案は、われわれに一つの基準を与えてくれる。モーゼルは邦議会における進歩派の立場を表わしたものであるが、無償廃止は実現不可能であると考へて、償却事業を即時実施させるために次のような一二項目からなる改革案を示している。その内容は、(一)償却に際しては、国家が貢租徴収権者と支払義務者との間に直接介入して償却事業を進めること、(二)償却の基準となる貢租額の算定の場合には、貢租から徴収費を除いた純収入の半分を農民が、四分の一は国家が負担して、領主側ではその四分の一を切捨てること(それゆゑ国有地では農民の負担が半分になるよう引き下げ

ること)、(三)一切の賦課税を将来新しく設けることを禁止、(四)収穫高およびその貨幣評価の決定は過去二〇年間の平均によること、(五)土地切取りによる補償は望ましくなく、貨幣または国債で以て補償を行うこと。(六)開墾地十分の一税を永久に禁止し、今まで支払われて来た貢租のみ補償を行うこと、(七)家畜十分の一税はヴェルテンベルクでは多くなく、ゲマインデ金庫から一般償却基準に従って補償を行い廃止すること、(八)レーエン制度 Lehenverband そのものは無償廃止すること、(九)農民が国庫に償却金を支払う期間は法律でこれを定め、また、償却事業は償却委員会を作って簡単に行えるようにすること、(十)償却は負担者個人別かまたはゲマインデ全体で国家に純補償額の半分を支払うという形にすること(国家負担半額)、(十一)償却によって全ての土地があらゆる貢租とレーエン緊縛から永久に解放されるべきこと、(十二)償却によって貢租から解放された土地に対して租税を今までより高くすることを禁ずる(国家が償却資金の一部を負担した場合はその負担した範圍では増額が認められる)というものである。

(1) R. Moser, a. a. O. Ss. 309-315.

(2) R. Moser, a. a. O. S. 311.

(3) モーゼルの改革案とリストの改革要求との比較については、住谷一彦前掲論文(二)および松田智雄前掲論文参照。リストは、その「農地制度」論において、十分の一税と分益

- 貢租の償却を要求し、十分の一税については改革案を示している。その内容は、有償償却であるが、十分の一税支払義務者に好都合でありかつ望ましい弁済方法がつねに選ばれるべきであつて、貨幣弁済額は異常に低い水準で計算されて、国家が場合によつては十分の一税徴収権者に追加額を支払うというものであつた。F. List, a. a. O. SS. 76-7. List Werke, Bd. V. SS. 535-7. 前掲邦訳二〇〇—二頁。
- (4) O. Reinhard, *Die Grundentlastung*, S. 20. ヴェルテンブルク邦議会の構造は、特権身分(新旧旧教公代表九、貴族代表一三、大学総長一)二三名および選挙された代表七〇名(特権都市七、オーバルアムト代表六三)であつて、その選挙は間接・制限選挙であつた。K. Weller, *Wirtschaftsgeschichte*, 1937. S. 175.
- (5) R. Moser, a. a. O. SS. 347-335. モーセルの挙げている例によると、年五グルデンの貢租を支払っていた農民の支払う償却金額は次のようになる。二〇倍の償却率の場合は、総償却金額一〇〇Gr.、その中から管理費その他を控除すると純償却金額は六三Gr.二〇Kr.、農民の負担はその半分の三一Gr.四〇Kr.、それゆゑ今までの貢租の六倍強を支払へばよい。しかも、年賦支払の場合は年支払金額は、Gr.三五Kr.で

二 「三月前期」のヴェルテンベルクにおける「農民解放」

ヴェンテンベルクにおける「農民解放」は、プロイセンおよび西南ドイツの他の諸邦と同じく、領邦絶対主義國家と等族領主との間の國家高權 Landeshoheit をめぐる争いの中で進められる。ヴェルテンベルク大公國は、ナポレオン戦争の渦中に多数の等族領主領を自己の領土に加えていくが、一八〇六年には領土をほぼ倍化して王国に昇格し、領邦絶対主義國家としての性格を整えた。このようにして新しく加わった等族領主領の農民を直接に自己の支配下に置こうとして行われたのが「三月前期」のヴェルテンベルク王国の「農民解放」であつた。次に、その内容をみよう。

(一) 土地保有権の改善について。旧ヴェルテペンルク領およびウルム地方では永保有 Erbhefen が支配的であつたが、等族領主領では一代保有 Fullehen が支配的であつて保有者の変更の際に新保有者の人選も貢租の額も領主の恣意に委ねられることが多かつた。このような一代保有権を永保有権に改善しようとして、一八〇七年一月一日の一般勅令、同年二月一日の大蔵省訓令、一八〇八年三月一六日の法令、一八一〇年七月一六日の訓令、一八一二年七月六日の訓令が出されるが、両当事者の合意による変更を基本としていたため、等族領主の反

対にあい改革事業は差展せず、わずかに王領地で保有権の改善が行われたのみであった。

(4) ライプアイゲンシャフトの廃止について。その呼名ゆえに農民から特に嫌われていたライプアイゲンシャフトに対しては、領邦政府は一八一六年の不作に刺戟されて、一八一七年一月一八日の勅令および一八一八年九月一三日の法令でもって改革に着手した。それは、王領地では無償廃止を、その他の貴族領では貢租額の二〇倍による有償償却を内容とするものであった。ところで、このような政府の処置に、自己の特権に対する遺憾を見てとった等族領主は即座に強力な反対運動を展開し始める。すでにナポレオンの敗北と共に一八一五年に同盟を結成していた彼ら等族領主は、First Thurn und Taxis に指導されてメッテルニッヒを支柱とするドイツ連邦会議に訴える。そして、等族領主の領邦国家内での特権を保護したドイツ連邦約款第一四条を盾とした等族領主とヴェルテンベルク政府との争いが永く続くのである。メッテルニッヒ反動体制が強固である限り、領邦政府の側から一方的に改革を強行することはできなくなつた。しかし、一八三〇年のフランス七月革命の影響、および、邦議會での改革運動が活発になるにつれて、若干の等族領主は有償償却に同意するようになり、一八三三年一〇月二十九日の法律を見るに至つた(第二表参照)、償却基準は貢租額の二〇倍であつた。残りのライプアイゲンシャフトに基く貢租に

第2表 1833年10月29日の法律に基くライプアイゲンシャフト的貢租についての等族領主に対する補償額

領主名	貢租の種類	補償額
Fürst zu Fürstenberg	Manumissio, Leibhennen, Fülle, Mortuarium, Todfall	n. Kr. 8,233.50
Fürst Hohenlohe-Jagstberg	Sterbfall	2,336.20
Fürst Löwenstein-Wertheim-Freudenburg	Leibhennen, Brantlauf, Gürtelgewand, Mannssteuer, Sterbfall, Einkaufsgeld, Einkaufsgebühren, Hauptrecht	6,750.—
Fürst Thurn und Taxis	Leibhennen, -steuer, Manumissio, Mortuarium, Sterbfall, Hauptrecht	13,594.—
Fürst Waldburg-Wolfgang-Waldsee	Manumissio, Leibhennen, Leibsteuer, Mortuarium, Todfall	48,999.52
Fürst-Waldburg-Zeil-Trachburg	Leibhennen, Manumissio, Todfälle, Hauptrecht, Mortuarium, Leibhennensteuer	35,290.46
Fürst Waldburg-Zeil-Wurzach	Todfall, Manumissio, Leibhennen, Mortuarium	26,577.59
Fürst Windischgrätz	Leibhennen, Sterbfall, Manumissio, Todfälle, Waisenhenne	1,545.20
Graf Königssegg-Aulendorf	Leibhennen, Manumissio, Mortuarium	2,620.28
合計		145,948.35

ついで、一八三六年一〇月二十九日の法律でもって償却が開始される(第三表参照)。こうして、ライプアイゲンシャフトは国有地では一八一七年に無償で廃止され、それに基く貢租二、五三 $\frac{1}{2}$ が歳入から除かれると共に、等族領主領では三〇年代に有償で廃止されることになる。

(四) 賦役および賦役代納金の廃止について。領主の直営地の少いヴェルテンベルクでは、賦役は改革の行われる前にすでに相当部分が貨幣化されて、残っているのは主として運搬賦役であった。一八二〇年初の政府の算定によれば、償却されるべき国有地の賦役の量は貨幣換算すると五三、七〇 $\frac{1}{2}$ 、そのうち三六、六〇 $\frac{1}{2}$ は賦役代納金であった。また、私領地の賦役の額は二五、〇〇 $\frac{1}{2}$ 、そのうち一〇六、〇〇 $\frac{1}{2}$ が賦役代納金であった。このような賦役および賦役代納金に対して、領邦政府は一八三三年の邦議会で償却法案を提出する。その内容は賦役の賦役代納金への変更および賦役代納金の償却を定めたものであった。償却基準は、人格的賦役は貢租額の二五倍、対物的賦役は一六倍であった。この法案は、邦議会の解散によって、一八三三年には審議されなかったが、その後、償却金の引下げを要求する邦議会内の動きと増額を要求する等族議会および政府で間で激しい論争が行われる。その際の等族議会の要求は、賦役の徴取費をその額の二割、純収入を九割と考へ、それを當時の利子率四%で換算して償却金を賦役量の二二・五倍とする

ものであった。結局、一八三六年一〇月二十八日の法律では、償却金額は人格的賦役については賦役量の二〇倍(農民負担一〇倍、国庫負担一〇倍)、対物的賦役は二〇倍(農民負担一六倍、国庫負担四倍)、賦役代納金は二二・五倍(農民負担二〇倍、国庫負担二・五倍)であった。(第三表参照)。

(四) ベーデの廃止について。等族領主の免税特権の廃止とからんで、領邦政府によって早くから改革のための試みが行われるが、等族領主の反対にあつて進展しない。そして一八三六年一〇月二十七日の法律でもってようやく償却が開始される。償却基準は、五 $\frac{1}{2}$ 以下の貢租については二〇倍、五 $\frac{1}{2}$ 以上のものは二二・五倍であった。(第三表参照)。

(四) 十分の一税および分益貢租の改革。政府は十分の一税および分益貢租の徴取費用が高くつき国家収入が増大しないことから、国有地のそれらを貨幣化してゲマインデの責任において徴取しようとする試みを一八一八年と一八一九年に行うが、不作の際の負担増大を恐れて農民の支持は得られなかった。そして、この問題は「三月前期」には見るべき成果もなく幕を閉じることになる。

以上のような二三月前期の一諸改革を見て気付くことは、第一に、領主の存立の経済的基盤を形作っている土地に対する貢租とくに分益貢租および十分の一税については触れることなく、むしろ領主の政治的特権を握りくずすために、等族領主と領

第3表 1836年10月27/29日の法律に基く全補償額 フローリン

	Kreis	王領地	等族領主	騎士身分	宗教団体	ゲマインデ	牧師	その他	外国人	計
賦 役	Neckar	24,311	125,691	92,465	—	2,157	20	—	870	245,514
	Schwarzwald	8,646	13,183	87,709	2,221	22,933	128	8,086	—	142,906
	Jagst	208	1,382,064	255,787	17,812	52,699	1,983	62,237	9,902	1,782,692
	Donau	38,423	843,188	296,785	39,314	6,513	6,540	11,761	11,111	1,253,635
	計	71,588	2,364,126	732,746	59,347	84,302	8,671	82,084	21,883	3,424,747
ベ ー ゲ ン	Neckar	105,044	15,053	32,584	9,564	6,858	456	24	—	172,583
	Schwarzwald	20,311	12,579	69,038	19,370	18,395	723	—	4,933	145,349
	Jagst	—	118,090	16,097	6,815	6,002	13	6,655	433	154,105
	Donau	1,855	85,760	33,740	4,484	1,360	1,860	2,463	—	131,522
	計	130,210	231,482	151,459	40,233	32,615	3,052	9,142	5,366	603,559
ラン ヤ ブ ア ト イ 的 ゲ ン 祖	Neckar	—	84	15,169	—	—	—	—	—	15,253
	Schwarzwald	—	1,133	37,320	—	1,059	—	—	—	39,512
	Jagst	—	16,035	1,000	—	—	—	—	—	17,035
	Donau	2,489	206,461	17,897	—	32,125	—	—	—	258,972
	計	2,489	223,713	71,386	—	33,184	—	—	—	330,772
合 記		204,287	2,819,321	955,591	99,580	150,101	11,723	91,226	27,249	4,359,078
国有地への補償額										1,414,347
総 計										5,773,425

邦政府との争いの中で償却事業が進められていることである。免役特権をもった領主の政治的地位を引下げ単なる封建地代取得者にすることが意図されていると考えられる。一八三六年の三法律による償却金額の八二%が東部に集中していることも、等族領主領が法律の主対象となっていることを示すものである。

第二に、完全な高額有償償却方式がとられていることである。賃租の中から徴収費用一部を引いた残りを一般的な利率四%で換算した額が償却基準とされているが、このような多様な小額賃租にはそれ以上の徴収費を必要とすることを考える時、領主にとって経済的にかえって有利な場合があつたであらう。ともあれ、下からの運動の未成熟さから、農民の声は反映されることなく改革は進められていったのである。

- (1) E. Högl, *Das alte Recht und die Revolution, eine politische Geschichte Württembergs in der Revolutionszeit 1789-1805, 1931*, SS. 301-340. H. Müller, *Der letzte Kampf der Rechtsritterschaft um ihre Selbständigkeit (1790-1815), Historische Studien Heft 77, 1910*, SS. 188-201.
- (2) Fallati, Ein Beitrag aus Württemberg zu den Frage vom freien Verkehr mit Grund und Boden, (*Zeitsch. f. d. ges. Staatsw. Jg. 1845. Bd. II*) SS. 324-6. Th. Knapp, Abriß der Geschichte der Bauernbefreiung

in Württemberg, *WJSL. Jg. 1907. Heft 2. S. 251*. Ders., *Neue Beiträge, Bd. I. S. 157*. O. Reinhard, *Die Grundentlastung*, SS. 4-5.

- (3) Th. Knapp, *Neue Beiträge, Bd. I. SS. 157-9*. O. Reinhard, *a. a. O. SS. 9-10*. 松田智雄「ドイツ領邦絶対主義の『ブルジョア』的土地改革について」(立教経済学研究、第一三巻四号)三八八頁。この改革によつて、国有地の一、〇九七人の一代保有権者から一八一七年までに七七三、〇〇〇Grが国庫に支払われた。Th. Knapp, *Neue Beiträge, Bd. II. S. 165*.
- (4) G. Dehlinger, Ueberblick über die Entwicklung der Landwirtschaft in Württemberg seit der Mitte des 18. Jahrhunderts, *WJLS. Jg. 1898. Heft 1*, SS. 59-60.
- (5) O. Reinhard, *a. a. O. SS. 18-23*. Th. Knapp, *a. a. O. Bd. I. SS. 160-171*. Reinhard と Knapp では若干の数字の差があるが、これは Reinhard の誤りである。Vgl. Th. Knapp, *a. a. O. Bd. II. SS. 170-1*.
- (6) O. Reinhard, *a. a. O. S. 112*. Th. Knapp, *a. a. O. Bd. I. S. 171*.
- (7) O. Reinhard, *a. a. O. S. 24*.
- (8) O. Reinhard, *a. a. O. SS. 24-31*. Vgl. Th. Knapp, *a. a. O. Bd. I. S. 172. Bd. II. SS. 171-2*.
- (9) O. Reinhard, *a. a. O. SS. 32-7*. Vgl. Th. Knapp, *a. a. O. Bd. I. S. 171*. 松田智雄前掲論文三六一—一九頁参照。

② O. Reinhard, Die Zehntabstufung, SS. 191-2. ヴェルテル
ンベルク政府と等族領主との争いは、一八四六年九月一七
日の連邦決議が等族領主の特権を再確認することによって、
領邦政府の敗北に終る。O. Reinhard, Die Grundentlast-
tung, SS. 39-41.

三 西南ドイツにおける「三月革命」と その成果

一八四八年二月マリーでの革命の勃発に引き続いて、ドイツ
各地で「三月革命」が始るが、西南ドイツでは、三月六日、
ライン北部 Odenwald 地方の Graf Helmstadt 領に領主的
権利の放棄を要求する農民蜂起が見られる。それをきっかけと
して北バーデンの貴族領は農民運動の嵐の中に呑込まれ、¹⁾ さら
にヴェルテルンベルク北部に波及し、²⁾ バイエルンのフランケン地
方およびアルゴイ地方にも農民蜂起が始って、数日にして西南
ドイツ一帯は等族領主を中心として、封建的貢領の廃止を要求
する農民運動の渦中に置かれることになる。しかも、農民の動
きも個別的な領主に対する斗いから全ゲマインデの統一行動へ
と発展しはじめる。Odenwald では、すでに三月一〇日には、
かつてのドイツ農民戦争の「一二ヶ条」の要求にならうて一二
ヶ条の要求が作られている。⁴⁾

この封建的危機、これは軍隊による農民運動の鎮圧によって

西南ドイツにおける「農民解放」

は解決できないほどの大きなものであって、西南ドイツ諸邦は
農民の要求を上から汲み取って相次いで償却法を公布する（⁵⁾
トデン＝四月一日、ヴェルテルンベルク＝四月一日、バイエ
ルン＝六月四日、⁶⁾ ハッセン＝八月七日）。⁷⁾ そうした償却法の公布
を予告することによって、四月には農村を再び平静にすること
に成功したのである。

- (1) F. Lautenschlager, a. a. O. SS. 38-52. V. Valentin,
Geschichte der deutschen Revolution von 1848-49, 1930.
Bd. I, SS. 344-5. マルトンベルクでも所領を持つ Fürst
zu Fürstenberg の屈城が存在する Schwarzwald-See-
kreis の貴族蜂起に Hecker, Struve 等の民主派の連隊も
参加して発展する。Lautenschlager, a. a. O. SS. 68-71.
(2) Fürst Hohenthorst-Partenstein の屈城では十六の二號
家及び貢租に関する文書が焼き捨てられ、Weinsberg にも
領主文書が焼かれた。V. Valentin, a. a. O. S. 381.
Die Gegenwart, Bd. VI, 1851. Das Märzministerium
in Württemberg, S. 95.

- (3) L. Zimmermann, Die Einheits- und Freiheitsbewegung
und die Revolution von 1848 in Franken, 1951, SS. 247
-9. K. Bachmann, Die Volksbewegung 1848/49 im Allgäu
und ihre Vorfänger, 1954, SS. 46-9. E. Göerner, Die Re-
volution von 1848/49 in dem hochzollerischen Fürsten-
tümern und deren Anschluss an Preußen, 1952, SS. 36-
61. V. Valentin, a. a. O. SS. 35-8. マルトンベルク

にも所領を持ち西南ドイツの等族領主中で指導的地位を占める Fürst Oettingen-Wallerstein の居城の所在地 Ries (ヴェルテンベルクの国境に近クインヘルン領) では封建的諸権利の廃止を領主に約束させた。H. Kessler, *Politische Bewegung in Nördlingen und dem bayerischen Ries während der deutschen Revolution 1848/49, 1939*, SS. 38-76. SS. 319-22. S. Hausmann, *Die Grundentlastung in Bayern, 1892*, S. 143.

(4) F. Lautenschlager, *a. a. O.* 54. ヴェルテンベルクの都市市民の土地改革の要求については一月十七日の Stuttgart 農業者集会を以て「綱領」を見よ。 *Die Gegenwart, Bld. VI, S. 89-90.*

(5) F. Lautenschlager, *a. a. O.* SS. 74-81.

(6) S. Hausmann, *a. a. O.* SS. 142-161.

(7) A. Thomas, *Beiträge zur Geschichte der Bauernbefreiung und der Entlastung des ländlichen Grundbesitzes im Großherzogtum Hessen, 1910*, SS. 75-6.

ところで、ヴェルテンベルクの場合、等族議會は一八四八年三月一四日に召集されて直ちに償却法についての審議を始めた。そして、もはや全貢租の償却が避けられないことを認めたが、その要求する償却基準は、毎年徴収する貢租は一八倍で、保有變更税は一四倍の額で償却するというものであって、無償廃止を要求する一般學論とは程遠いものであった。¹⁾ 他方、Röhm

を主班とする「三月内閣」は独自の償却法案を三月二一日に同院に提出する。その内容は、保有變更税、分益貢租および家畜十分の一税は二倍で、その他の貢租は一六倍で償却すること、償却金の支払には四%の利子付で二五年分割払いを認めるといふものであった。なお、一六倍という額は当時の国債からの収入を基準にしたものであり、償却金は全額農民負担であり国庫負担は存在しなかつた。²⁾ この法案を、等族議會は三月二三日に全会一致で承認する。一方、邦議會の方は、議會解散要求の行われている中で、翌三月二四日には、三票の反対のみでこの償却法案を可決し、三月二七日に解散した。⁴⁾ 邦議會での次のような発言は、当時の支配者層の置かれた立場をよく表わしている。「もう一突きされれば全ての権利は補償なしに廃止される危険がある。それゆえ、この法律は他人の権利の横領でも恣意的な侵害でもない。償却が領主にとって非常に不利な時点で行われ、しかも償却される貢租に対しては、不安定になった所有権の価値に應じた補償額が支払われるべきないとしても、この法律は、むしろ高度に必要なものである。⁵⁾」

こうして、ヴェルテンベルクの貢租償却法は、四月一四日に公布される。そして、一八四八年九月一日までに八、〇二四件が償却過程に入り、一八五二年末には三、一六五件が償却されることになり、償却業務はここに大部分を終えた。⁶⁾

一総補償額は、二〇、六八六、〇〇〇¹⁾ であり、そのうち七、

五一六、〇〇〇 fl. が貴族に支払われた。その主要なものは、
 Fürst Thurn und Taxis = 一、二七〇、〇〇〇 fl. 、Fürsten
 Hohenzollern = 九八五、〇〇〇 fl. 、Waldberg-Wolfegg = 五二四、
 〇〇〇 fl. であった(第四表参照)。

次に、十分の一税は、一八四九年七月一七日の法律で償却されることになる。償却基準は一般貢租と同じく一六倍、二五年年賦払であった。総補償額は四八、一四四、〇〇〇 fl. であり、国有地および教会領がその半数以上を占めていた(第四表参照)。そして、国有地の場合、一八五二/五三年度には未償却十分の一税は一一一、三四六 fl. で、十分の一税の九三%が償却に入っただことを示している。なお、その他の領主的特権については、一八四九年八月二四日の法律が償却を規定した。

一八四八/四九年のドイツ「三月革命」の過程の中で、こうしてヴェルテンベルクの貢租償却に関する法律は出さそう。そして、二五年後の一八七三年には償却金支払いがほぼ完了することになるのである。

さて、ドイツにおける革命運動の退潮に共ない反動の支柱であるドイツ連邦会議が再び頭をもたげると、領主層の特権擁護の運動も活発となる。Fürst Oettingen-Wallersteinに指摘されたヴェルテンベルクの等族領主は、国家に対し追加補償を要求する運動を強力に展開したのである。というのは、「三月前期」の状態に復帰することは不可能であらう、また、償

第4表 1848年4月14日と1849年6月17日の法律に基く補償額 (フローリン)

	一般貢租	十分の一税	合計
I. 國庫	6,750,000	21,160,000	27,910,000
II. 私的権利者			
1. 王領地	800,000	2,400,000	3,200,000
2. 貴族			
(a) 等族領土	4,340,000	4,740,000	9,080,000
(b) 騎士身分	1,740,000	1,370,000	3,110,000
(c) Landsässigen Adel	430,000	270,000	700,000
3. 教会関係			
(a) 新教教会	120,000	2,450,000	2,570,000
(b) 新教学校	40,000	120,000	160,000
(c) 旧教教会	670,000	4,910,000	5,580,000
(d) 旧教学会	100,000	40,000	140,000
4. 財団	3,870,000	3,900,000	7,770,000
5. その他	1,826,000	6,784,000	8,610,000
総計	20,686,000	48,144,000	68,830,000

却がすでに始まってしまった現在、農民から追加補償を取ること
 も出来なかつたからである。一八五七年に、ドイツ連邦会議の
 決議に基いて等族領主が要求した追加補償額は一八、〇九七、
 〇〇〇 fl. であった。しかし、この要求案は、一八六一年一月

あって、一八四八年の三月に集中的に示された農民の要求は入れられずに終る。その後の反動化の過程でもこの償却法は廃止されなかったといえ、ヴェルテンベルクにおける「三月所得」は貧弱であった。このような全額農民負担による領主制の廃止（この点わが国の領主制廃止の方式と異なる）によってもたらされた農民の負担は、その後の農民負債増大の一因となったのである。償却基準の低かったバーデンにおいてさえも、償却金の支払は農民層の上向を阻んで来たのであって、ヴェルテンベルクも例外ではなかった。²⁾

こうして、切取地による補償の行われた東エルベ、事実上の農民的土地所有がフランス革命前に成立していたライン州およびノランズ革命によってもたらされた無償廃止方式がその後も維持されたライン・ハッセンとは異って、西南ドイツは、特有の高額有償方式による領主制の解体がじつ々々の過程を経て行われたのであった。ともあれ領主制は廃止されたとはいえ、西南ドイツにはライン地方と同じような意味での「分割地農民」の概念を適用することはできないであろう。そして、このような西南ドイツがもたらす農民問題は、統一されたドイツ帝国において、一九世紀末には、東エルベの農業労働者問題と並んで農業問題の二大局面を形成することになるのである。

なお、ヴェルテンベルクにおいては、一八四八年の Goritz の調査によると三圃制が依然として維持されている。西南ドイツ

における共同体諸規制の解体過程については、稿をあらためて論じたいと考えるが、さしあたり指摘するならば、共同放牧権の解体は一八七三年、耕地整理は一八八六年を起点とする。

- (1) F. Kistler, *Die wirtschaftlichen und sozialen Verhältnisse in Baden 1849-70, 1934*, SS. 12-17.
- (2) E. Ch. Dinkel, *Über die bäuerlichen Credit-Verhältnisse in Württemberg (Zeitsch. f. d. ges. Staatsw. Bd. 12, Jg. 1856)*, S. 562.
- (3) W. Engels, *Abbildungen und Gemeinheitsstellungen in der Rheinprovinz, 1957*, SS. 22-23. 松田智雄「ドイツ産業資本の形成と保護主義経済理論」(上)(潮流講座・経済学全集、一九四九年)九頁。川本和良「一八世紀におけるライン織維工業の展開と『營業の自由』の前提条件」(立命館経済学、第九巻五号)一一五—一三七頁。
- (4) A. Thomas, *a. a. O.*, 78-89.
- (5) K. Marx, *Das Kapital, Bd. III*, S. 858. 平田健明「分割地所有と地代範疇」(前掲「変革期における地代範疇」所収)を参照せよ。
- (6) E. Brendler, *Die Dreifeldwirtschaft in Württemberg, (Berichte über Landw. 23, Sonmerheft 1930)*, SS. 23-28.
- (7) *WJLS, Jg. 1877*, I. SS. 119-120. Weber, *Über den gegenwärtigen Zustand der Landwirtschaft in Württemberg (Zeitsch. f. d. ges. Staatsw. Bd. 22, Jg. 1871)*, SS. 457-8. E. Brendler, *a. a. O.*, SS. 62-69.